

【重要】犯罪収益移転防止法上の統括管理者の選任について

国土交通省及び警察庁より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）」に基づく履行の更なる徹底について要請がなされたことを受けて、2025年10月2日付で流通6団体（全日、全宅連、不動協、FRK、全住協、推進センター）により、『不動産業における犯罪収益移転防止法に基づく措置の徹底に関する申合せ』がなされました。

この中で、犯収法に基づき宅建業者が行うべき措置の一つとして「取引時確認等の措置の的確な実施のために（中略）業務を統括管理する者（統括管理者）」を選任することが定められているため、本会では次のとおり一律の対応を図ることといたしました。

<基本方針>

原則 会員の事業を全般的に把握・監理している代表者（ただし、主たる事務所に政令で定める使用人が設置されている場合はその者）をもって犯収法上の統括管理者に当てる。

例外 会員の事業規模や運営体制等に照らし、特に代表者又は政令使用人以外の者がより適任であると判断される場合は別途その者をもって統括管理者に当てる。

<届出手続>

原則 現行の登録状況により判断するため個別の届出は要しない。

例外 WEB フォーム等により個別に届出を行う。

下記 QR コードのフォームより個別の届出が可能です。代表者又は主たる事務所に設置された政令使用人以外の者を統括管理者に選任する場合は、届出をお願いいたします。

届出フォームはこちら



メールアドレスご登録のお願い

全日では、会員様への各種ご案内・情報提供についてメールでの配信を行っております。

メールアドレスのご登録がお済みでない会員様は、下記 QR コード、または FAX にてご登録をお願いいたします。

①QR コードにてご登録いただく場合
下記 QR コードを読み取り、フォームをご入力ください。



↑ 登録はこちら ↑

②FAX にてご登録をご希望の場合

太枠内にご記入の上、下記返信先番号へお送りください。

◇所属地方本部	_____	本部
◇商号・名称	_____	
◇免許番号	知事・大臣 第	_____ 号
※フリガナ		
◇メールアドレス	_____	
◇担当者ご氏名	_____ 様	

☆メールアドレスは0（ゼロ）と0（オー）、1（イチ）と1（エル）等が区別できるよう、間違いややすい文字にフリガナをお願いいたします。

お問い合わせ先
(公社) 全日本不動産協会 総本部総務課
TEL : 03-3263-7030



返信先 FAX : 03-3239-2198